

天海訴訟を支援する会

ニュース 2018/1/1 No. 13

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ 等 振込先<新規開設>
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

裁判は いよいよ山場！ 新しい年も



65歳になって介護保険を申請しないことを理由にそれまで受けていた介護をすべて奪うことは憲法違反であると千葉市を相手に提訴して2年が経過しました。

11月19日の「天海訴訟の勝利をめざす学習決起集会」での金沢大学名誉教授の井上英夫さんの講演では、国および千葉市は憲法13条の個人の尊厳・14条の法の下の平等・25条の生存権に違反するとし、特に25条の2項の向上増進義務に違反すると指摘しました。

こうしたことからあらためて憲法に根ざして主張していくことが大切であると感じられた講演でした。

11月28日の「第12回口頭弁論」にも多くの方にご参加いただきました。毎回東京から車イスで駆けつけていただく女性陣や埼玉から駆けつけた障全協副会長の新井たかねさん・20年ほど前に障千連役員だった矢崎勝彦さんなど多くの方が開廷前の宣伝や裁判の傍聴・報告集会にご参加いただきありがとうございました。

介護保険優先原則を撤廃するまでがんばりましょう。原告 天海 正克



より一層のご支援を



2月6日

(火)第13回口頭弁論

13時街頭宣伝

14時開廷

傍聴を

新年明けましておめでとうございます。

天海さんの裁判がはじまって、早いもので2年が過ぎました。

この間、多くの方々に、裁判期日前の行進、裁判傍聴、報告集会、学習会などに参加していただき、支えていただきました。

裁判は、次回2月6日に、被告から反論書面が提出され、当方からは、井上先生の意見書を提出する予定になっています。

これで双方の主張と書証はほとんど出揃い、尋問手続に向かいます。

いよいよ山場です。

本年も、ご支援の程、よろしくお願い致します。

天海訴訟弁護団一同

新しい年となりました。昨年11月に父親が103才の天寿を全ういたしました。それ故、祝賀を表すことは出来ませんが、今年は様々に大変な年になろうとしており、決意を込めてご挨拶申し上げます。

訴訟は井上英夫先生の意見書の提出で山場を迎えます。一方、厚労省は障害者のグループホームなどを基準緩和で介護保険適用施設に言い出しました。2018年は医療と介護の報酬同時改定の年であり、様々に患者・利用者の負担と利用制限が行われようとしています。こうした動きを跳ね返していく上でも、天海訴訟の勝利は極めて大きな影響を与えることになるでしょう。

どうか、皆様のこれまでに倍するご支援を切にお願いいたします。私もがんばります。

支援する会代表 八田 英之

「天海訴訟に寄せて、 障害をもつ人の人権、尊厳と自己決定」

金沢大学名誉教授 井上英夫氏講演

天海訴訟の勝利を目指す学習決起集会



＜↑ 講師の井上英夫 名誉教授＞

天海訴訟を支援する会は、2年を経過し山場を向かえつつある訴訟の勝利を目指し、また天海訴訟の意義を改めて学ぶため、2017年11月19日に「天海訴訟の勝利を目指す学習決起集会」を開催しました。

支援する会代表の八田英之氏は

「天海訴訟は全国的にもいろいろな影響を及ぼしています。天海訴訟で勝利していくことは、国の動向を打ち破っていく大きな力になるのではないかと、これから先も頑張っていきたいと思っています。」と挨拶しました。

弁護団の武井久光弁護士は「提訴日は27年11

月27日、2年前に訴訟を提起しました。

現在11回の口頭弁論をやっています。

主張の概要として、①法律の解釈が間違っている、裁量権の逸脱。給付の途絶問題 ②憲法14条違反と憲法2

5条の違反 ③障害者権利条約違反。条約を批准している日本は、権利条約の視点で国内の法律を整える義務があります。」と経過を報告しました。



天海訴訟の原告側意見書を書いていただく、金沢大学名誉教授 井上英夫氏に「天海訴訟に寄せて、障害をもつ人の人権、尊厳と自己決定」と題して講演していただきました。

講演の概要は以下のとおりです。

.....
憲法12条は、国民に不断の努力を求めています。これはすごい国民の義務です。憲法を守り、人権を発展させる不断の努力、裁判はまさに不断の努力であるし、人権のための代表的な正当な正しい戦いです。憲法97条、憲法12条がお墨付きを与えています。歴史的に見ても正当な戦いです。そのことに胸を張っていくことが大切です。

天海訴訟(浅田訴訟も含めて)事件の本質は何か

何が一番の核になるのか。一番訴えたいものは何か。何を怒っているのか。介護保険になって自己負担が出たのはけしからんなど、その怒り、疑問を確認したいと思います。

25条の2項「向上および増進に努める」違反の問題です。向上や増進、引き下げや解約する時は政府の側が説明責任を果たせといっています。

障害を持つ人の人権、高齢者の人権 普遍的人権と固有の人権

基本的人権は、「普遍的人権(すべての人に共通して保障される人権)」と「固有の人権」があります。固有の人権とは、障害者、高齢者、女性、子供等固有のニーズを持っている人のニーズを保障することが固有の人権という考え方です。障害を持つ人の場合でも、その人の障害を持っていることそのことで差別されている、マイナスαの状況にある、それを回復することによって、その人権を保障することによって他の人との平等の対等の人権が保障される、つまり、固有の人権を保障することによってユニバーサルな人権保障に繋がるという考え方です。

基本的ニーズを保障すること、それを満たすのが基本的人権です。人権とは「生きる基本の保障をする」ことです。人はそれぞれにニーズをもっている、そのニーズを満たすのが社会保障、社会福祉の政策であり、行政の仕事だということを改めて考えていただきたいです。一人一人の尊厳を守る立場でできるのです。

法体系と法の解釈・適用

法体系の問題ですが、憲法が最高規範であり、条

約があり、法律があり、そして政令省令、通達があるのですが、今の政府は逆立ちしています。通達、マニュアルが先行します。

障害者権利条約はどれだけ憲法を豊かにしているかという検証が必要です。例えば「自立」の考え方について、日本の自立は、生活保護から追い出し、ケアなしで公的サービスを受けない経済的自立が独立していることになるが、国際的な条約の自立はインディペンデンス(独立)です。その意味は、公的なサービスを十分受けながら、自分で決めて自己決定に基づいて、自分の生活を決めていくということです。国は国際的な人権のことをことごとく無視してきました。

自助、共助、公助論は憲法25条違反

「自助、互助、共助、公助」論は憲法25条違反です。つまり25条1項2項を含めて、社会保障の権利をうたっているのを「自助、互助、共助、公助」に言い換えた。公的保障ではなく、「公助」です。助けるだけです。社会保障は助けることではない。「自助、互助、共助、公助」論をきちんと批判しなければならない。

憲法も人権を保障し、今だれも人権保障を否定することはしません。政府も人権は大事といます。しかし「人権の保障」と言っていない。「人権の尊重」という言葉を使っています。「人権はお互いに尊重しましょう」と言って巧妙に使い分けがされています。「尊重」で誤魔化されています。「尊重」には義務関係は存在しません。これが、自助、互助、共助論につながっていくのです。国が国民に保障するのが「人権」です。「人権は国民の権利であり国は保障する義務がある。」ということです。

自己決定・選択の自由(憲法13条)

自己決定と選択の自由について、自己決定、選択の自由の問題で二つの制度のどちらを受けるかということになったら、自己決定のためには選択肢がな

ければならない。「自己決定」ということで考えれば、政策決定の参加、政治参加、立法への参加、司法への参加。行政への参加、社会参加、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」ということになります。これが自己決定です。

憲法25条2項 向上増進義務違反

問題は憲法25条の2項をしっかりと読めばわかる簡単なことです。どう見ても「向上」はしていないのです。これからご意見をいただいたのでできるだけ迫力のある意見書を書きます。

.....

分かりやすく、迫力ある講演でした。

質疑の後、原告の天海正克さんが「今日は貴重な講演をいただいてありがとうございました。社会保障の根本は公的福祉であることを改めて学びました。これからも頑張っていきたいと思います」と決意表明し、最後に八田代表の「頑張ろう」三唱で閉会しました。



<↑ 講演する井上英夫 名誉教授>

(講演全文を収録した実況DVDとパンフレットがあります。ご希望の方はご連絡ください。)

お便り いただきました

天海さん、ご無沙汰しましたね。元気でやりますか？

私は85歳になって、あちこち故障だらけで、毎日医者通いです。

まあ、あと4、5年は生きられるかどうか。

この頃の世の中、日本はメチャメチャですね。何ともしも安倍内閣と日本の植民地化、軍事化は阻止しないと死ぬに死ねません。

私も障害者の端くれですが、お互いにガンバリましょう。陰ながら応援しています。

ガンバってください。(S)

メーリングリスト参加のお願い

メールをお使いの方は、天海訴訟を支援する会のメーリングリストにぜひご参加ください。

ニュース配布、連絡、意見交換などに有用です。

mitsuhashi.t@jf6.so-net.ne.jp

あてメールしてください。

会費・カンパのお願い

会費は年額1口500円です。新年となりましたので会費の納入をお願いいたします。カンパもよろしく。振込先は下記。

振込口座・新規開設

ゆうちょ銀行の振替口座を新規開設いたしました。今後はこの口座へお振込みください。

〒振替 00260-0-87731

「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等ご記入ください

千葉市の法運用は **裁量の範囲を逸脱した違法なもの**

次回 井上論文を提出

第 12 回口頭弁論

「市長を証人尋問すべし」の声

2017年11月28日に第12回目の口頭弁論が開かれました。

定着した街頭宣伝では、“きぼーる”前に原告の天海さんのほか支援する会の八田代表など十数人の支援者が並び、かわるがわるマイクを握り、また道行く人にチラシを配って天海訴訟への支援を呼びかけました。

毎回、東京から駆けつけてくれる東京肢障協の方々に加え、今回は埼玉から障全協(障害者の生活と権利を守る全国連絡会)の新井副会長が応援に来ていただきました。

原告(天海さん)側から準備書面8を提出し、

1. 被告千葉市は介護保険への移行を裁量的に扱っていることは明らかである。
2. 原告天海さんに対し、被告千葉市は介護保険等の情報提供をだれがどのようにしたのか、その者の部署名、氏名、記録を明らかにせよ。
3. 被告は「給付の途絶」を避けるための適切な対応をしないまま、「給付の途絶」をもたらす処分を断行した。このような支援法7条の運用は裁量の範囲を逸脱した違法のものである。

と主張しました。

被告千葉市は次回弁論で回答すると答えました。

次回は2018年2月6日(火)14:00 開廷です。多くの皆様の傍聴をお願いいたします。

傍聴者は26人でした。

閉廷後、報告集会を行い、30人が参加しました。

弁護団から「裁判は山場を迎えている、井上英夫論文を証拠として提出する、井上論文を見て弁論を補充したい、それで原告主張は出そう」また「給付を途絶させたことは、天海さんに『死ね、』と言ったと

同じこと。給付が途切れないようにするのが行政の責任。市長と厚労省の幹部の証人尋問を行いたい」等の報告がありました。

天海原告から「井上論文を期待している」との発言がありました。

全参加者から一言ずつ、自己紹介と天海訴訟への思いを語っていただきました。その中で「天海訴訟をもっと広げる必要ある」「天海さんの置かれている状態は憲法違反の状態」等の発言があり、また「市長を証人尋問すべきだ」という声が多数上がりました。



< ↑ 11/19 学習決起集会 >



浅田訴訟 3月14日に判決

岡山で争われている浅田訴訟は、12月6日に第21回口頭弁論が開かれ結審しました。判決は3月14日午後2時から言い渡されます。

浅田訴訟は、天海訴訟と同じく、65歳になった障害者の福祉を却下し介護保険を強制した事件です。天海訴訟にも大きな関連があり、注目されます。

第13回口頭弁論 2月6日(火)

皆様の傍聴を!

傍聴席を埋めることも裁判支援には欠かせない取り組みです。周りの方にも声かけをお願いいたします。

13:00 「きぼーる」(裁判所並び)
チラシ配布など宣伝行動

13:40 傍聴整理券配布

14:00 開廷

閉廷後、県弁護士会館 4階会議室で報告集会